

鳥獣被害防止総合対策交付金は、  
市町村が作成する「被害防止計画」に基づく農林水産業等に被害を及ぼす①鳥獣の捕獲等、②被害防除、③生息環境管理等の取組を総合的に支援します。

## 鳥獣被害対策の3つの柱

- 鳥獣被害対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が鉄則。
- この3つの活動を地域ぐるみで、いかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。

第1の柱…個体群管理  
(鳥獣の捕獲)



鳥獣対策の鉄則！3つの柱！

第2の柱…侵入防止対策  
(柵の設置等による被害防除)



侵入防止柵の設置

第3の柱…生息環境管理  
(放任果樹の伐採、刈払いによる餌場・隠れ場の撲滅)



緩衝帯の整備

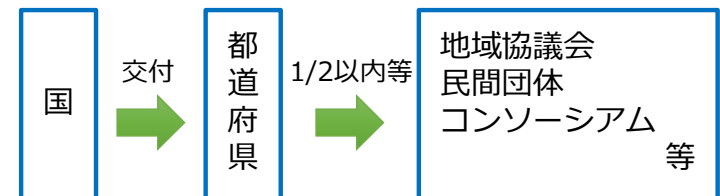
放任果樹の伐採

## 1. 主な事業の内容

- 捕獲活動の支援 (P.3~8,14,15)
- 侵入防止柵の支援 (P.9~12)
- 生息環境管理の支援 (P.13)
- 処理加工施設や焼却施設等の整備への支援 (P.17,18)
- ギビ工利活用への支援 (P.19)

## 2. 交付金(事業)の流れ

○ 基本的な交付金の流れ



まずは「被害防止計画」を策定する  
“市町村”に相談を！

# 主な新規・拡充事項（令和7年度補正予算・令和8年度当初予算）

| ページ  | 表題、支援内容  | 主な新規・拡充事項（令和7年度補正予算・令和8年度当初予算）  |
|------|--|---|
| P.3  | <b>地域で問題となっている鳥獣の捕獲を進めたい！</b><br>・捕獲活動経費、捕獲機材の導入、研修、猟銃取得             | -   |
| P.4  | <b>多様なプレイヤーの参加の促進による被害対策の体制構築</b><br>・実施隊の活動経費                       | -   |
| P.5  | <b>地域の捕獲人材の確保・技術向上を進めたい！</b><br>・捕獲人材の育成研修                           | -   |
| P.6  | <b>地域における専門人材の育成・確保に向けた体系的な研修</b><br>・被害対策の企画を行う人材を育成するための総合的な研修     | -   |
| P.7  | <b>地域で捕獲サポート体制を構築し鳥獣の捕獲を進めたい！</b><br>・捕獲サポート隊の活動経費                   | -   |
| P.8  | <b>ICT等の新技術を活用して、効率的な被害対策を推進したい！</b><br>・ICT等新技術の実証、導入の支援            | -   |
| P.9  | <b>鳥獣の侵入を防ぐために柵を整備したい！</b><br>・侵入防止柵の新規整備                            | ・高耐摩耗性樹脂ネット柵を交付対象に追加（R8当初）<br>【補助率】定額（直営 上限：3,737円/m）、1/2（請負 上限：9,340円/m）                               |
| P.10 | <b>既存の柵と併せて別の農地にも整備したい！</b><br>・侵入防止柵の再編整備                           | -   |
| P.11 | <b>侵入防止柵の地際を補強したい！</b>   | ・鉄鋼スラグ舗装を交付対象に追加（R8当初）<br>【補助率】定額（直営 上限：210円/m）、1/2（請負 上限：802円/m）<br>・柵の長寿命化に資する地際補強資材支援を、要件付で恒久化（R8当初） |
| P.12 | <b>侵入防止柵等の施設整備を行う際に要件はあるのか？</b>                                      | -   |
| P.13 | <b>農村集落に鳥獣を寄せ付けない環境を整えたい！</b><br>・緩衝帯等の整備 ・集落点検 ・サル、クマ、鳥類複合対策        | ・防鳥資材を交付対象に追加（R8当初）   |
| P.14 | <b>生息頭数が増えているシカを集中的に捕獲したい！</b>                                       | -   |
| P.15 | <b>農業被害が増えているクマの対策をしたい！</b><br>・クマ特別対策 ・複合対策（クマ） ・侵入防止柵の整備 ・実施隊の活動経費 | ・対クマ電気柵補強（トリップライン）の交付に係る明確化（R7補正）<br>【補助率】定額（自力施工）、1/2（請負施工）  |
| P.16 | <b>【参考】鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象経費</b>                                     | -   |
| P.17 | <b>鳥獣被害防止関連の施設整備を進めたい！</b><br>・食肉利用等施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設の整備             | ・利活用技術者育成研修事業に伴う研修を受講もしくは主催する施設、国産ジビエ認証を取得する施設を優先採択（R8当初）   |
| P.18 | <b>捕獲した個体の利用・処分を進めたい！</b><br>・移動式解体処理車のリース、処分経費                      | -   |
| P.19 | <b>ジビエを地域資源として活用したい！</b><br>・国産ジビエ認証、販路拡大、OJT研修等                     | ・ジビエ認証取得支援の1施設あたりの上限撤廃（R8当初）  |

# 地域で問題となっている鳥獣の捕獲を進めたい！

捕獲頭数に応じた活動経費や捕獲機材の導入、捕獲等に必要な知識・技術に関する研修の実施を支援します。

## 緊急捕獲活動支援事業

### (1)支援内容

有害捕獲に係る捕獲活動経費  
(頭数払い)

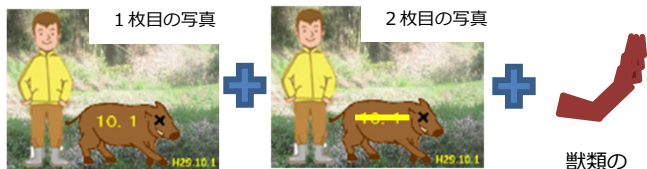
### (2)補助率 定額

#### 【上限単価】

|             |        |
|-------------|--------|
| イシ・シカ ジビエ利用 | 9千円/頭  |
| (成獣) 焼却処理   | 8千円/頭  |
| 埋設等         | 7千円/頭  |
| クマ・サル等 (成獣) | 8千円/頭  |
| その他獣類       | 1千円/頭  |
| 鳥類          | 200円/羽 |

### ！捕獲確認マニュアルに基づいた捕獲確認の実施！

※書類確認の際の提出物のイメージ



【虚偽申請の未然防止策】

1枚撮影後、更に横線等を引いて撮影

※協議会等が認めた捕獲確認アプリによる報告も可能です。

## 総合支援事業 (ソフト対策)

### 【捕獲機材の導入支援】

#### (1)支援内容

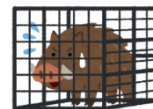
わな等捕獲機材の導入経費

#### (2)補助率 1 / 2 以内

(実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援)

#### 【上限単価】

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 箱わな (大型) | 119千円/基             |
| (中型)     | 88千円/基              |
| (小型)     | 19千円/基              |
| くくりわな    | 16千円/基              |
| 罝いわな     | 31千円/m <sup>2</sup> |
| 誘導捕獲柵わな  | 31千円/m <sup>2</sup> |



捕獲機材の導入

### 【保険加入への支援】

(1) 支援内容 捕獲に従事する者に対する保険代  
(被害防止対策に係る保険に限る)

(2) 補助率 1 / 2 以内 (実施隊等が行う場合は、定額支援)

### 【捕獲活動の賃金の支援】

#### (1)支援内容

捕獲活動への役務要請に対する賃金  
(日当払い)

#### (2)補助率 1 / 2 以内

(実施隊が行う場合は、定額支援)



捕獲活動の日当払い

### 【研修経費の支援】

#### (1)支援内容

- a. 狩猟免許取得に必要な研修、担い手を育成するための技能研修
- b. 経験の浅い実施隊員等に対するOJT研修

#### (2)補助率

- a. 1 / 2 以内(実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援)
- b. 200万円/市町村、20万円/月 以内

# 多様なプレイヤーの参加の促進による被害対策の体制構築

被害対策の体制構築を進めるためには、市町村、農協、農業者等の地域住民の実施隊への参加が重要です。体制強化のため、地域外の免許取得者やその可能性のある者の参画・育成を支援します。

## 【多様なプレイヤーの参加】

### ① 農業従事者、農協職員

実施隊員としての専従での活動ではなく、農作業や業務の合間に、わなの見回りや餌付け等の補助を実施。

また、場合によっては自ら狩猟免許を取得し、捕獲活動に参画。

### ② 地域外の狩猟免許保持者

狩猟免許は保持しているものの、他の町に居住しており、これまで被害対策には従事していなかった者の参画。

被害対策のノウハウを共有する必要



⇒ 専門家への相談、研修会を開催

街の若者の協力を得られないか



⇒ 参加者の募集、活動費の支給

捕獲免許取得者は足りているのか



⇒ 免許取得に係る研修会を実施

わなの設置数は十分か



⇒ わなの増設、見回り体制の整備

交付金で支援

## 【支援内容】

【有害捕獲、被害防除、生息環境管理の活動経費を支援】

上限額

捕獲有資格者 0人：50万円以内  
1～4人：100万円以内  
5～19人：200万円以内  
20人以上：300万円以内

【以下の場合、活動経費へ加算措置】

○ **他地域人材を活用**する場合

1人あたり10万円以内（1市町村あたり100万円以内）

【取組に対する定額支援】

○ **新規捕獲従事者育成**(OJT研修)

1市町村あたり200万円（20万円/月）以内

○ **捕獲サポート体制の構築**※

※詳細はP.7を参照

1市町村あたり 40名以上：100万円以内  
80名以上：240万円以内

○ **農業者団体等民間団体による被害防止活動の実施**

1市町村あたり200万円以内

# 地域の捕獲人材の確保・技術向上を進めたい！

農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に係る人材を確保するため、狩猟免許取得時、経験の浅い方へのOJT研修、効果的な捕獲技術の習得及び高度な捕獲技術者の育成などの様々な研修・講習などの受講費用等について支援します。

| 対象         | 支援内容   | 補助率、限度額  |
|------------|--|--|
| 都道府県向け     | <p>&lt;スペシャリスト養成への支援&gt;<br/>                     高度な捕獲技術者の育成に係る支援<br/>                     (射撃場での高度な射撃訓練 等)</p>   | 補助率：定額<br>300万円/都道府県※ <sup>1</sup> 以内<br>※ <sup>1</sup> 都道府県広域捕獲活動支援事業により支援  |
| 都道府県・市町村向け | <p>&lt;捕獲技術を磨きたい方への支援&gt;<br/>                     効果的な捕獲技術の習得など<br/>                     研修・講習受講費用の支援<br/>                     (専門家等による新たな罠の使用法の研修 等)</p> | 補助率：定額<br>○50～300万円/市町村※ <sup>1</sup> 以内<br>※ <sup>1</sup> 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援<br>○2,300万円/都道府県※ <sup>2</sup><br>※ <sup>2</sup> 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業により支援 |
| 市町村向け      | <p>&lt;経験の浅い方への支援&gt;<br/>                     ・OJT研修に係る支援<br/>                     (現場の捕獲者に帯同した実践的な捕獲活動 等)</p> <p>・新規猟銃取得の支援</p>                          | 補助率：定額<br>200万円/市町村(20万円/月)以内<br><br>補助率：1/2以内<br>10万円/人(49歳まで)、50万円/市町村以内   |
| 市町村向け      | <p>&lt;狩猟免許の取得を目指す方への支援&gt;<br/>                     狩猟免許取得時の研修・講習の受講費用を支援</p>   | 補助率：定額<br>50～300万円/市町村※ <sup>1</sup> 以内<br>※ <sup>1</sup> 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援   |

# 地域における専門人材の育成・確保に向けた体系的な研修

地域ごとに効果的な対策の企画立案や、対策の実施を指導できる人材を育成・確保するため、鳥獣被害対策実施隊員等による長期の教育カリキュラムや技術講習等の受講を支援します。

## 【研修体系イメージ】

内容

### <地域における専門人材の育成への支援>

鳥獣被害対策実施隊員等※の企画立案能力の向上に資する長期の総合的な教育カリキュラム等の受講費用の支援。

補助率：定額（100万円/市町村 以内）

※鳥獣被害対策実施隊員又は実施隊員になることが見込まれる者をいう。実施隊員になることが見込まれる者には、市町村鳥獣被害対策担当職員であって継続的に鳥獣被害防止対策に従事する意欲のある者を含む。

### <イメージ>

#### 長期の教育カリキュラムや技術講習の受講

- ・専門知識・技術の習得
- ・集落住民参加型による被害対策の立案技術やコミュニケーション能力の習得



#### 鳥獣対策の技術普及に係る現場講習の実施

- ・鳥獣対策専門家による、年間を通じた現場講習
- ・鳥獣対策専門家によるフォローアップ



#### 先進的な市町村や団体等での長期の研修

- ・先進的で優良な鳥獣対策のノウハウを習得
- ・習得したノウハウを普及



先進地でのOJT研修

### <（参考）農作物鳥獣被害防止対策研修（地方公共団体等初任者向け）の開催>

鳥獣被害対策担当者を対象に、被害対策・関連制度・事業・被害防止に関する研究成果や取組事例の工夫等に関する知識及び技術を習得するための基礎的な研修の実施。

- ※農林水産省主催のため受講費は不要
- ※2か月程度前に都道府県に対して開催案内を通知

#### （参考）令和7年度開催実績

日時：令和7年7月9日～11日

場所：農林水産研修所及びweb配信

参加者：都道府県・市町村、鳥獣被害対策実施隊員等

研修内容：

- 鳥獣被害対策をめぐる事情、鳥獣保護管理政策と行政上の諸対策
- 各獣種別（イノシシ、シカ、鳥類、アライグマ、ハクビシン、クマ等）の農作物被害対策
- 総合的な対策・取組（地域対策の課題について解決につなげるワークショップを含む）

# 地域で捕獲サポート体制を構築し鳥獣の捕獲を進めたい！

捕獲者のサポートのため、市町村、農協、農業者等の地域住民による捕獲サポート隊を構築し、わなの見回り・餌付け・追払いなどの活動経費について支援します。

## 【捕獲サポート隊の必要事項】

- 狩猟免許を保有していないこと
  - 既存の補助組織がある場合、免許保有者以外のみでの支援は可能
- 原則として、満18歳以上
- 市町村ごとに40名以上（80名以上）で組織（累計人数ではない）
- 活動にあたり保険に加入すること
- 対象人数（名簿）と活動内容や支払記録を証拠書類として提出
- 市町村で主催する安全研修を受講すること

## 【例1 新たに構築したい場合】

### 1. サポート隊への参加者募集の方法

- 講習会参加と併せた募集
- アンケートによる募集
- 猟友会より地元農家へ声かけ
- 生産組合を通じて募集



### 2. 隊員の作業内容

- 箱わなの餌付け
- わなの見回り
- 集落の見回り（出没箇所の確認等）
- わなの設置（免許所持者と一緒に設置の補助）

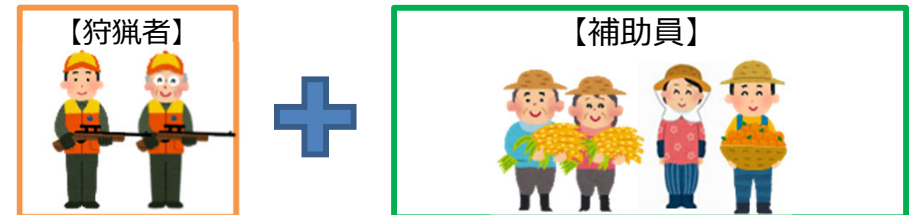


### 3. 隊員の活動頻度

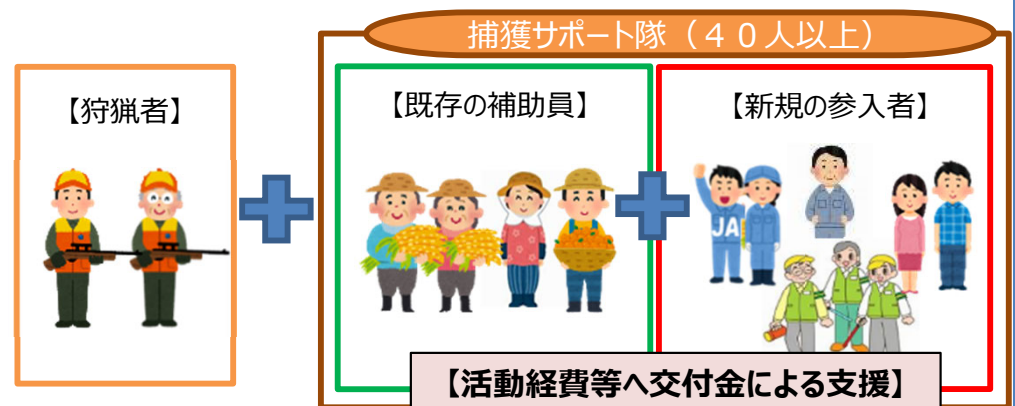
- 住んでいる地域周辺のため日々活動
- 集落毎にエリア分けし、エリア毎に5～10名配置（週2～3回活動）
- わなの設置期間のみ毎日 等

## 【例2 既存の体制を活用した場合】

（既存の体制）狩猟者に加え補助員として地元農家が参画した体制



（新体制）既存の体制に加え、地域住民が一体となった体制を構築



# ICT等の新技術を活用して、効率的な被害対策を推進したい！

野生鳥獣の生息状況や被害発生箇所に関するデータを蓄積し、効果的・効率的な被害防止対策を実施するため、新技術（ICT機器等）の実証・導入を支援します。

## (1) 支援内容

ICT等を用いた被害低減に確実に結びつく、①新技術の実証、②新技術の導入の支援に加え、令和5年度からは、③蓄積したデータのGISを活用した可視化及び技術の定着に資する取組を支援。

## (2) 補助率

- ① 定額 ※ただし、100万円以内/市町村（広域連携型※の場合は、110万円以内/市町村）
- ②,③ 定額 ※ただし、実施隊が行う被害防止活動推進の限度額に200万円以内の加算/市町村

※広域連携型：隣接する複数の市町村と共同で被害対策を実施する場合

### < ICT等個別導入事例 >

#### 【生息・被害状況の確認】

生息・被害状況調査において、センサーカメラを活用することで、対象獣種等を正確に把握



センサーカメラ

各地域の個別の被害状況に応じ、適切な鳥獣対策が選定可能



画像による鳥獣の確認

#### 【わなによる捕獲活動】

監視システムを導入し、わなの状況を確認した上で、対象を選択後に捕獲を実施



わなの状況を監視

わなの見回り回数の低減や錯誤捕獲の防止により、効率的な捕獲活動が可能



捕獲者へ通知

※スマートフォン等の端末は汎用性が高いため支援対象外。

### < ICTを活用した対策 >

#### ○対策イメージ



ICTを活用したPDCAサイクル

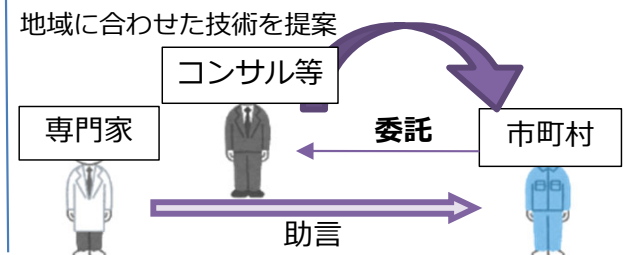
鳥獣害対策の知見を有する専門家にアドバイスを受けながら効果的な取組を実施

### < GISを活用した対策 >

○市町村が自らの保有している資料を地図化するにあたり、機器導入や外部に業務委託等する費用を支援



○ICT導入・定着にあたり、専門家と地域の橋渡し役（コンサル会社等）の参画を支援



# 鳥獣の侵入を防ぐために柵を整備したい！

獣種に応じた侵入防止柵を選択するとともに、設置場所の地形（傾斜及び高低）を踏まえ、柵のつなぎ目や地面との間に隙間が発生しないようにすることが重要です。また、個々のほ場を囲うのではなく、広域的に囲うなど効率的・効果的な整備の実施に加え、設置後は、生息環境管理の実施を含めた地域ぐるみでの維持・管理を続けることも重要です。

## (1) 支援内容

侵入防止柵の整備は「新規整備」と「再編整備」が可能です。その施工方法は「直営施工」か「請負施工」の2パターンがあります。なお、侵入防止柵を整備する場合は、捕獲機材（わな）等を一体的に設置することや生息環境管理の実施、適切な維持管理等が要件となります。

### －新規整備の上限単価－

## (2) 補助率

- 直営施工の場合  
定額（資材費のみ支援対象）
- 請負施工  
事業総額の1 / 2以内等

|    | 電気柵<br>(1段あたり) | ネット柵     | 高耐摩耗性<br>樹脂ネット柵 | 金網柵<br>上段：イソ用<br>下段：シカ用 | ワイヤーメッシュ柵<br>上段：イソ用<br>下段：シカ用 | グレーチング                |
|----|----------------|----------|-----------------|-------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 直営 | 148円/m         | 1,090円/m | 3,737円/m        | 1,970円/m<br>2,790円/m    | 1,290円/m<br>1,950円/m          | 17.7万円/m <sup>2</sup> |
| 請負 | 391円/m         | 2,600円/m | 9,340円/m        | 5,380円/m<br>7,620円/m    | 3,000円/m<br>4,530円/m          | 事業総額の<br>1 / 2以内      |

### 【侵入防止柵の例】

①電気柵



②ワイヤーメッシュ柵



### 【広域的な整備】

①集落を囲う柵



②山際に沿った柵



### 【生息環境管理の実施】

柵周辺の雑草の刈り払い



# 既存の柵と併せて別の農地にも整備したい！

## (1) 支援内容

生息域の変化により新たな被害が発生した場合に、既存の侵入防止柵を一部移設して有効利用しつつ、新たな柵を追加するなどの再編整備を支援します。

また、広域柵の再編整備計画の策定費用を支援します。

## (2) 補助率

- ・直営施工の場合（資材費のみ支援対象）：定額
- ・請負施工の場合：事業総額の1 / 2以内等
- ・広域柵の再編整備計画の策定：定額（100万円以内）

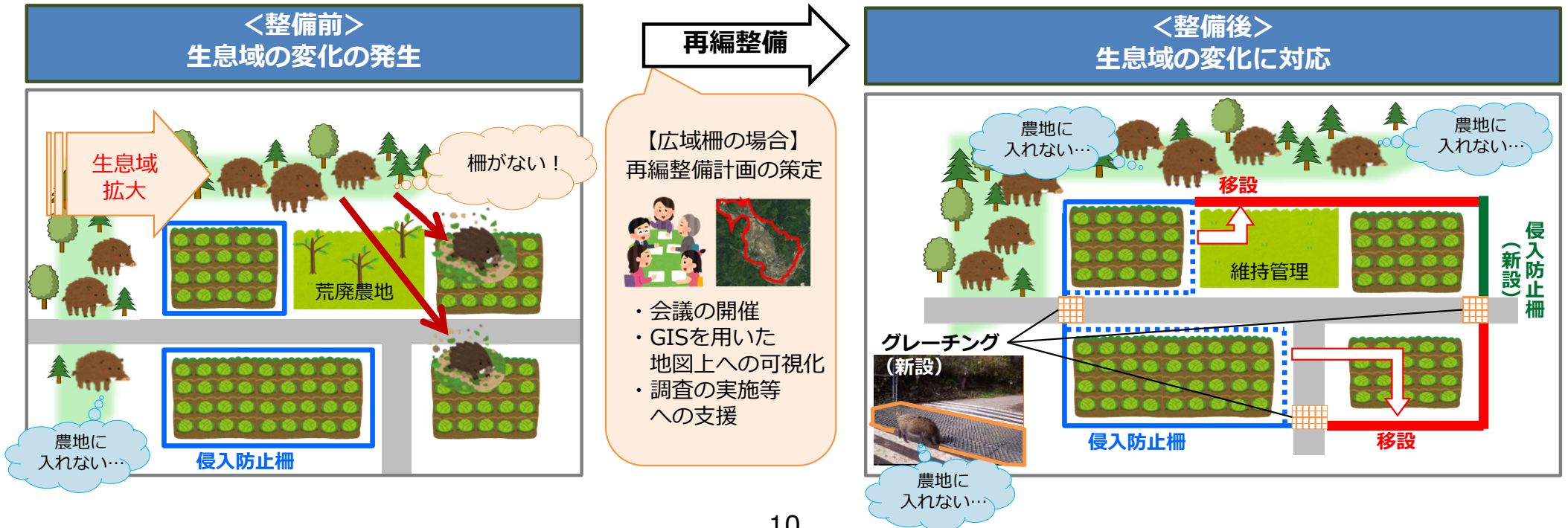
## －移設部分の上限単価－

|    | 電気柵<br>(1段あたり) | ネット柵     | 金網柵<br>上段：イソ用<br>下段：シカ用 | ワイヤーメッシュ柵<br>上段：イソ用<br>下段：シカ用 |
|----|----------------|----------|-------------------------|-------------------------------|
| 直営 | 74円/m          | 545円/m   | 985円/m<br>1,395円/m      | 635円/m<br>975円/m              |
| 請負 | 317円/m         | 2,055円/m | 4,395円/m<br>6,225円/m    | 2,365円/m<br>3,555円/m          |

注1. 再編整備を実施する柵の総延長（移設する延長）に対する上限単価。資材費は、主に補修に要するものが対象。

注2. 新設部分の支援単価は、新規整備をした場合の上限単価を適用。（P.9を参照）

## <侵入防止柵の再編整備イメージ>



# 侵入防止柵の地際を補強したい！

## (1) 支援内容

①既存のネット柵、金網柵、WM柵、②新規整備する電気柵について、地際補強資材の導入を支援し、柵の侵入防止機能の強化を支援します。

## (2) 補助率

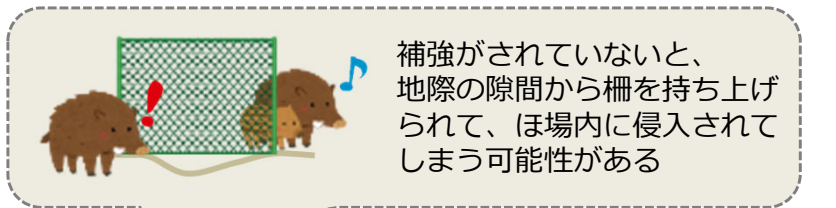
- ・直営施工の場合（資材費のみ支援対象）  
定額
- ・請負施工の場合  
事業総額の1 / 2以内等

### —地際補強資材の上限単価—

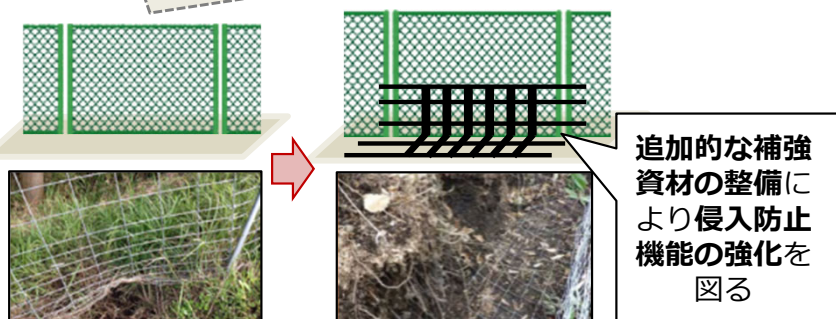
|    | ① ネット柵<br>金網柵<br>WM柵 | ② 電気柵<br>(電気柵シート) | ③ 電気柵<br>(鉄鋼スラグ舗装) |
|----|----------------------|-------------------|--------------------|
| 直営 | 826円/m               | 254円/m            | 210円/m             |
| 請負 | 2,065円/m             | 673円/m            | 802円/m             |

注. 電気柵の地際補強対策は、新たに整備する場合に限定


### 【既設ネット柵、金網柵、WM柵の地際対策】



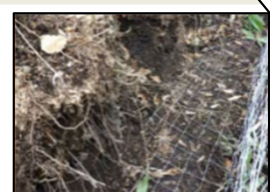
補強がされていないと、地際の隙間から柵を持ち上げて、ほ場内に侵入されてしまう可能性がある



追加的な補強資材の整備により侵入防止機能の強化を図る

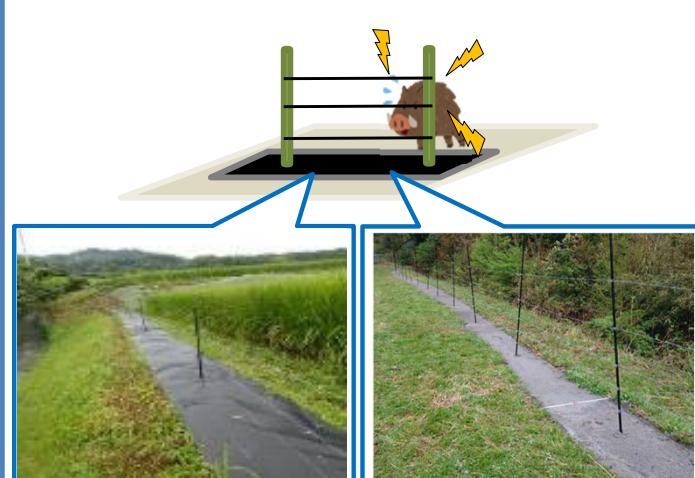


潜り込みの形跡



地際補強資材の設置状況

### 【新設電気柵の地際対策】



電気柵シートの設置状況      鉄鋼スラグ舗装の設置状況

注. 電気柵の地際補強に係る資材は、通電性を有するものとし、幅1m以内

### 【要件】

- 【①既存柵に対する支援】
  - R2年度以前に鳥獣交付金等により整備した柵に限定。
- 【②③電気柵に対する支援】
  - 鳥獣交付金による新規整備と一体的に実施
  - 柵の残耐用年数にわたり効果を発揮するものとする。

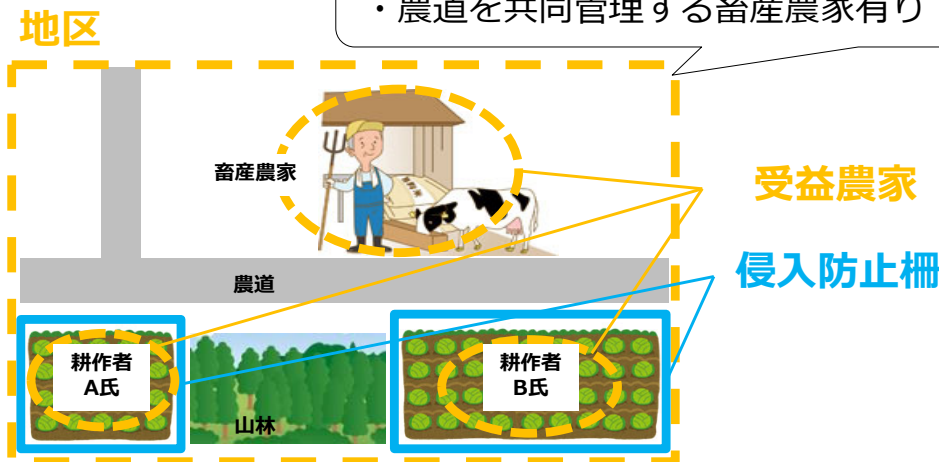
# 侵入防止柵等の施設整備を行う際に要件はあるのか？

1. 侵入防止柵の整備の実施における受益農家の戸数要件は、原則、受益戸数が3戸以上であること。  
※ 3戸未満でも支援が可能な場合があります（「受益戸数の例外」を参照）。
2. 受益農家とは柵を設置する農地の耕作者だけでなく、農地の出し手、水路や農道等の管理に携わる農家、畜産農家、地域計画に基づいて水路や農道の管理を行っている者も受益農家となり得る。
3. 地形等の理由から連続しない柵でも、整備地区全体として受益戸数3戸以上であれば整備可能。

## 【受益戸数のイメージ（飛び地の場合）】

- ・ 耕作者2名 + 畜産農家1名であることから、「受益戸数が3戸以上」の採択要件を満たす。
- ・ 畜産農家も受益農家となり得る。
- ・ 地区全体で受益戸数3戸以上となれば、連続しない柵でも整備可能。

- ・ 耕作者は2名
- ・ 農道を共同管理する畜産農家有り



## 【受益戸数の例外】

- ・ 経営規模、地理的状況等の地域の実情から判断し、3戸未満であっても対策が必要な場合は、地方農政局長等と協議の上、認められた場合は支援が可能。

例えば、以下のような事情があり、柵を整備すれば、後背地域を含めた広域の被害が防止されると判断されれば、3戸未満でも支援が可能。

① 平均の経営耕地面積よりも大きい場合

② 高収益作物（野菜や果樹等）を栽培している場合

③ 鳥獣の移動経路となっている場合



# 農村集落に鳥獣を寄せ付けない環境を整えたい！

被害防止対策を効果的に実施するためには、地域ぐるみで、ほ場や集落を餌場としないこと、緩衝帯の設置により人と鳥獣のすみ分けを進めることなどに加え、獣種の生態に合わせた複合的な対策を一体的に実施することが重要です。

## 【緩衝帯等の整備】

### (1) 支援内容

- ・緩衝帯の設置
- ・放任果樹の除去
- ・雑木林の刈り払い
- ・鳥獣の追い払い

### (2) 補助率：1 / 2 以内

(実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援)  
 ※大規模緩衝帯 (1ha以上) を整備する場合  
 上限単価：48万円/ha



緩衝帯の整備



放任果樹の伐採

## 【集落点検の促進】

### (1) 支援内容

効果的な被害対策の実践に向け、集落毎に、地域住民を巻き込んだ対策を実施する体制を再構築し、集落点検を行う取組を支援

### (2) 補助率：定額

限度額 (1市町村あたり)：100万円以内



集落点検の実施



対策状況の可視化

## 【サル・クマ・鳥類複合対策】

### (1) 支援内容

サル、クマ、鳥類それぞれについて、専門家の知見に基づく生息状況調査等と併せて効果的に行う総合的な対策の実施を支援

### (2) 補助率：定額

限度額 (1市町村あたり)：100万円以内 (サル・鳥類)

取組数に応じ100万円又は200万円以内(クマ)



# 生息頭数が増えているシカを集中的に捕獲したい！

## シカ特別対策

### (1) 支援内容

シカの生息頭数が増えている地域を対象に、早急にシカの生息頭数を大きく減らすための捕獲対策を総合的に支援します。

### (2) 補助率

定額（上限：都道府県3,000万円、協議会300万円※）

※実施例 下記の場合、A県への交付金額合計は3,300万円

| 実施主体             | 捕獲区域                            | 交付上限    |
|------------------|---------------------------------|---------|
| A県               | B市b1地区,b2地区<br>C市c1地区<br>D市d1地区 | 3,000万円 |
| ↓実施主体ごとに異なる区域を設定 |                                 |         |
| A県D市協議会          | D市d2地区                          | 300万円   |

## 【支援する取組】

①実施体制の整備

②生息状況調査等

③シカの集中捕獲

④捕獲個体の処理

⑤人材育成活動

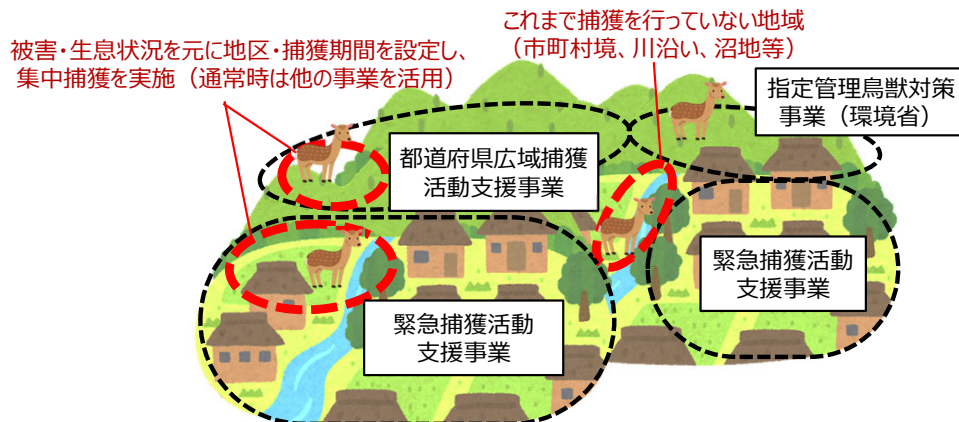
⑥大規模捕獲実証

(①～③の取組は必須)



## 【要件】

- シカによる被害が拡大していること又は被害の拡大が予測される地域
- 捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標等を定めたシカの捕獲計画が作成され、計画に基づく捕獲を行う
- 被害要因、生息状況等を把握した上で、捕獲活動を行う
- 緊急捕獲等、他の事業とは期間や区域等を区別して行う
- 事業概要及び捕獲活動経費の単価を公表すること



要件を満たす取組にかかる研修費、機材費（銃弾、罠含む）、わなに係る餌代、捕獲活動経費（日当払い、頭数払い※）、捕獲従事者の保険代、専門家旅費・謝金、車両の借料・燃料費、捕獲個体の処理費等を支援。

※18,000円/頭を上限としますが、合理的な事由があり、国との協議により認められれば、これを超える単価も設定可能です

# 農業被害が増えているクマの対策をしたい！

基本の対策から農業被害急増時の捕獲強化まで、状況に応じたクマの対策を支援します。

## 平時

### 複合対策（クマ）

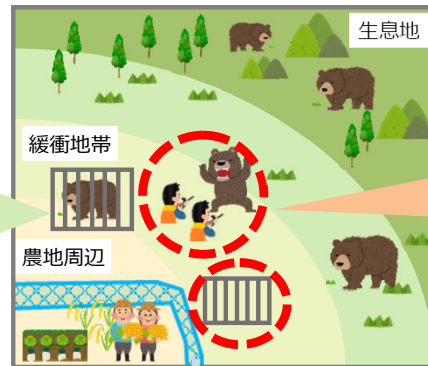
生息調査、調査に基づくゾーニングと生息環境管理を含む、地域ぐるみの総合的な対策の実施を支援。

補助率：定額  
 限度額：取組数に応じ市町村あたり  
 100万円又は200万円



### 捕獲活動

- ① 捕獲機材の導入経費
  - ② わなの設置、見回り等を含む捕獲活動に係る日当払い
  - ③ 農地周辺での捕獲活動に係る頭数払い
- 補助率：  
 ①, ② 1/2以内（実施隊が行う場合は定額）  
 （①の上限：箱わな（大型）119千円/基）  
 ③ 定額（上限：クマ（成獣）8千円/頭）



## 農業被害急増時

### クマ特別対策

農地周辺における、有害性の高い個体の捕獲対策の強化を支援。

補助率：定額  
 限度額：都道府県3,000万円、協議会300万円

#### 【採択要件】

- ・捕獲区域、時期、目標等を含む捕獲計画を作成し、捕獲従事者への支援水準引き上げ等に留意した単価を設定し、国に協議すること
- ・専門家による生息状況調査に基づくゾーニング・生息環境管理の取組を実施すること
- ・捕獲にあたり、個体数等についての適切なモニタリングの実施を前提とし、二種計画の捕獲目標と整合性を取った捕獲計画を策定すること
- ・事業概要及び捕獲活動経費の単価を公表すること

#### 【活用方法の例】



## 基本の対策

### 緩衝帯等の整備・追払い

- ・緩衝帯の設置
  - ・放任果樹の除去
  - ・雑木林の刈り払い
  - ・追い払い
  - ・クマスプレーの導入
- 補助率：1/2以内  
 （実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援）  
 ※大規模（1ha以上）整備の場合  
 上限単価：48万円/ha

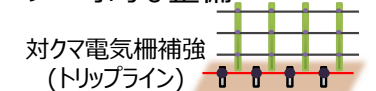


### 侵入防止柵の整備

侵入防止柵の新規または再編整備  
 ※既存の捕獲機材（わな）等を一体的に設置することが要件

補助率：定額  
 上限単価：電気柵新規整備1段あたり  
 148円/m（直営施工）等

- ・農地周辺の電気柵の二重設置
- ・設置・撤去が容易な電気柵の一時的な整備



## 【参考】鳥獣被害防止対策に係る地方財政措置

### ○地方交付税措置

- ・都道府県が実施する調査等委託費や市町村への補助等に要する経費について**普通交付税措置**
- ・市町村及び都道府県が実施する鳥獣の駆除等に要する経費について**特別交付税措置**

### <特別交付税措置の対象経費>

| 区分   | 対象経費                                 | 具体的な内容 ※下線部は被害防止計画を策定している場合対象  |
|------|--------------------------------------|--|
| 市町村  | 駆除等経費<br>(交付率 8 割 <sup>注1</sup> )    | 柵（防護柵、電気柵等）、罠・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の輸送経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、 <u>鳥獣追い払い等の技術導入、緩衝帯の設置、実施隊の被害防止施策に係る経費のうち隊員の出勤に係る手当及び保険代（これらに類する費用を含む）、実施隊員への猟銃取得の助成費、デジタル簡易無線機の購入経費（有害鳥獣駆除活動に使用する目的で市町村が狩猟者等に貸与するために購入する場合）、委員会等の委員、構成員に対する手当等</u> |
|      | 処分等経費<br>(交付率 8 割 <sup>注1</sup> )    | 鳥獣買上費、捕獲鳥獣を焼却処分する場合の焼却炉購入等費用（専ら捕獲鳥獣処分に用いるものに限る）・燃料代・施設手数料、重機等により埋設する際の費用   |
|      | 調査・研究・広報・研修等経費<br>(交付率 5 割)          | 有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費、大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費、 <u>実施隊の被害防止施策に係る経費のうち射撃技術向上のための研修等に要する経費等</u>   |
| 都道府県 | 広域捕獲活動経費<br>(交付率 8 割 <sup>注1</sup> ) | 広域捕獲活動に係る有害鳥獣の捕獲及び捕獲鳥獣の処分に要する経費（具体的な内容は、市町村に対する特別交付税措置の駆除等経費及び処分等経費のうち広域捕獲活動に要する経費に準ずる。）   |
|      | 人材育成等経費<br>(交付率 5 割)                 | 広域捕獲活動に係る人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等   |

(注1) 被害防止計画に基づかずに実施する事業にかかる駆除等経費、処分等経費及び調査・研究・広報・研修等経費については、交付率 5 割を講じる

(注2) 都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び都道府県広域捕獲活動支援事業）と同額の地方負担を上限とし、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外

### ○起債することが可能な鳥獣被害防止施設

| 区分                 | 侵入防止柵 | 焼却施設           | 減容化施設          | ジビエ処理加工施設 | 高度化施設（射撃場） | 備考  |
|--------------------|-------|----------------|----------------|-----------|------------|---|
| 公共事業等債（県分）         | ○     | ○              | ○              | ○         | ○          | 充当率 90%、算入率 20%                                     |
| 一般補助施設整備等事業債（市町村分） | ○     | ○              | ○              | ○         | ○          | 充当率 75%、算入率 0%                                      |
| 過疎債及び辺地債           | ○     | ○              | ○              | ○         | ○          | 充当率 100%<br>算入率 70%(過疎債)、算入率 80%(辺地債)               |
| (参考) 特別交付税措置       | ○     | × <sup>※</sup> | × <sup>※</sup> | ×         | ×          | ※捕獲鳥獣を焼却処分する場合の焼却炉購入等費用（専ら捕獲鳥獣処分に用いるものに限る）は特別交付税の対象 |

(注) 具体的な個々の事業箇所の状況に応じて、地方公共団体及び総務省が個別に適償性を判断の上、適償性がある場合に限定して「○」とするもの。

# 鳥獣被害防止関連の施設整備を進めたい！

被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な食肉利用等施設及び焼却処分するための施設（減容化のための施設を含む）の整備が出来ます。

また、鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と技術向上のための捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備が出来ます。

## （１）支援内容

- ・食肉利用等施設（加工製造設備を含む）の整備
- ・焼却施設（減容化施設も含む）の整備
- ・捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備

## （２）補助率

1 / 2 以内等

交付金額の上限として、

- |          |          |
|----------|----------|
| ・食肉利用等施設 | 24.8万円／㎡ |
| ・焼却施設    | 38.1万円／㎡ |

※実施要領では、食肉利用等施設及び焼却施設（減容化のための施設）を処理加工施設と規定。



処理加工施設（食肉利用等施設）



焼却施設、減容化施設



捕獲技術高度化施設（射撃場）

# 捕獲した個体の利用・処分を進めたい！

捕獲強化の取組に伴って生じる課題として、捕獲個体の処分量が増加することで、埋設等の負担がネックになり捕獲が進まなくなる恐れがあります。

処分量の増加に対応するため、ジビエ利用に加え、焼却や埋設に係る支援が出来ます。

## 鳥獣交付金による支援

### 1. ジビエ利用、焼却及び減容化処分に係る支援

#### (1) 施設等の整備支援

食肉利用等施設、焼却処理施設及び減容化施設を整備する場合、経費の1/2以内を支援。

#### (2) 捕獲活動支援の単価アップ

7,000円/頭（埋設処分） ⇒ 9,000円/頭（ジビエ利用）  
⇒ 8,000円/頭（焼却処分）

#### (3) 焼却及び減容化処分に要する追加的経費への支援

民間業者へ委託する場合の運搬費及び焼却費、減容化経費を定額で支援。

### 2. 簡易的な集合埋設設備の設置等支援

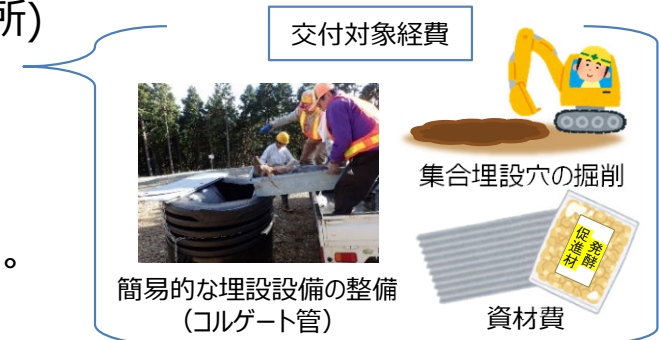
①簡易的な埋設設備の整備 上限100万円/箇所(最大3箇所)

②集合埋設地の整備 上限100万円/箇所

(市町村を跨いで個体を受け入れる場合は上限300万円)

### 3. 埋設処分（委託）にかかる支援

民間業者へ委託する場合の埋設作業費や運搬費を定額で支援。



個体処分に係る市町村向け特別交付税措置(鳥獣被害防止特措法)も活用可能です。

交付率：8割（被害防止計画を作成していない場合は5割）

# ジビエを地域資源として活用したい！

## ソフト 事業

補助率：  
限度額内で  
**定額支援等**

事業実施主体：  
・地域協議会  
・コンソーシアム  
(処理加工施設  
の運営者、市町村  
及び民間事業者  
の参画が要件)

- 処理加工施設の衛生管理向上や販路拡大、ジビエ商品の開発、捕獲鳥獣の受入れ増加に取り組みたい。  
→ **国産ジビエ認証取得や商談会への出展、ジビエ商品の開発等**を支援！ (※1)
- 処理加工施設の新たな担い手を育成するため、新規従業員の処理加工技術等の人材育成を実施したい。  
→ **処理加工現場で行うOJT研修**を支援！ (※2)
- ICTを活用して、捕獲情報や処理加工施設における在庫管理などの情報管理を効率化したい。  
→ **在庫管理などの情報管理を効率化するICTシステムの導入**を支援！ (※3)
- 効率よくジビエに適したシカやイノシシを捕獲したい。  
→ **ICTを活用した罠や、大型囲い罠の導入**による捕獲の効率化を支援！ (※4)



国産ジビエ  
認証



- ※1 「ジビエ等の利用拡大に向けた取組」は、1市町村あたり300万円以内を限度額として定額交付。
- ※2 「処理加工施設の人材育成」は、1施設あたり192万円以内（1ヶ月の上限16万円）を限度額として定額交付。
- ※3 「ICTの活用による情報管理の効率化」は、1市町村あたり350万円以内を限度額として定額交付。
- ※4 ICT罠の導入は「ICT等新技術の活用」を活用し、1市町村あたり200万円以内を限度額として定額交付。  
大型囲いわなを導入する資材費は、「誘導捕獲柵わな導入」の1㎡あたり31千円を限度額として定額交付。

## ハード 事業

補助率：  
**1/2以内等**

事業実施主体：  
・地域協議会  
・コンソーシアム  
・協議会構成員

- 処理頭数増加と品質確保の両立を図りたい。  
→ **処理加工施設の整備や、搬入促進施設（小型保冷（冷凍）運搬車）、保冷库や金属探知機、加工製造設備、ペットフード製造機器等の導入**を支援！
- これまでジビエ利用してこなかったが、新たに取り組みたい。  
→ **これまでジビエ利用の取組がされていない地域**における**処理加工施設の整備**に対して、優先的に支援！
- 安定的に品質の良いジビエを供給したい。  
→ 処理加工施設に付帯する**一時飼養施設** (※) 等を支援！  
※出荷調整等のために必要な最小の規模に限る。
- 解体残さの処理に困っている。  
→ **減容化施設や焼却施設**の導入を支援！



# 協議会(市町村)で活用できるメニューや限度額等を知りたい。

## 1. 協議会(市町村)における鳥獣対策(ソフト対策)

(1) 鳥獣被害防止に係る総合対策の支援 ⇨以下の限度額その他、取組内容に応じた単位当たりの上限単価を設定

| 被害防止推進活動※1   |  | 特定活動の定額補助  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | 鳥獣被害防止総合対策関連   | ジエリ活用関連  |
| <b>有資格者数に応じた支援</b> 2<br>既に取り組んでいる場合<br>20人～ 300万円以内<br>5人～19人 200万円以内<br>1人～4人 100万円以内<br>0人 50万円以内<br>新規で取り組む場合<br>20人～ 300万円以内<br>～19人 200万円以内<br>広域活動加算<br>20万円以内/市町村※2<br>50万円以内/市町村※3<br>(猟銃有資格者在籍) | <b>取組に応じた加算</b><br>サル、クマ、鳥類複合対策<br>サル・鳥類：100万円以内 4<br>クマ：取組数に応じ100万円<br>又は200万円以内<br>集落点検の促進 4<br>100万円以内<br>専門人材育成 2<br>100万円以内<br>他地域人材活用 2<br>100万円 (10万円/人) 以内<br>ICT等新技術の活用 3<br>200万円以内<br>GISを活用した被害対策可視化 3<br>200万円以内<br>広域柵の再編整備計画策定支援 6<br>100万円以内 | <b>捕獲サポート体制の構築</b> 2<br>狩猟免許を持たない構成員<br>80人～ 240万円以内/市町村<br>狩猟免許持たない構成員<br>40～79人 100万円以内/市町村<br><b>鳥獣被害対策実施隊体制強化</b> 1<br>実施隊員の人材育成<br>200万円以内/市町村<br>(1か月の上限額20万円)<br>新規猟銃取得支援<br>補助率：1/2以内<br>上限額：10万円/人、50万円/市町村<br><b>ICT等新技術実証</b> 3<br>100万円以内/市町村<br><b>農業者団体等民間団体被害防止活動</b> 2<br>200万円以内/市町村・団体 | <b>ジエリ等の利用拡大に向けた地域の取組</b> 5<br>販売拡大支援※4<br>300万円以内/市町村<br>(1コンソーシアム当たり1,000万円が上限)<br>ICTの活用による<br>情報管理の効率化※4<br>350万円以内/市町村<br>処理加工施設の人材育成※4<br>192万円以内/施設<br>(1か月の上限額16万円)<br>放射性物質影響地域の<br>ジエリ活用推進※4<br>150万円以内/市町村<br><b>簡易的な集合理設設備の設置等支援</b> 5<br>300万円以内/市町村・団体<br>(100万円以内/施設) |

※1「被害防止推進活動」は、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う取組に要する経費については1市町村あたりの限度額として定額補助、加算することができる。  
 ※2 広域協議会の構成組織となり取り組む場合は、被害防止推進活動に係る定額補助に1市町村当たりの限度額として20万円加算できる。  
 ※3 広域協議会において、銃猟の有資格者が在籍する実施隊を有する市町村が有しない市町村を含めた広域的な捕獲を実施する場合に1市町村当たり50万円加算できる。  
 ※4 事業実施主体がコンソーシアムの場合は、メニュー毎に定める限度額以内とする。ただし、ジエリ等の利用拡大に向けた地域の取組は必須

(2) 鳥獣被害防止に係る捕獲活動経費の支援 1 ⇨限度額の設定はないが、頭数当たりの上限単価を設定

## 2. 協議会(市町村)における鳥獣対策(ハード対策) 5, 6

⇨限度額の設定はないが、別途単位当たりの上限単価の設定あり

### 【本資料の掲載】

1 P.3,14,15  
捕獲

2 P.4～7  
人材確保・育成

3 P.8  
ICT等新技術

4 P.13  
生息環境管理  
複合対策  
集落点検

5 P.17～19  
ジエリ利用  
焼却・減容化

6 P.9～12  
侵入防止柵

# お問い合わせ先

鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村が作成する「被害防止計画」に基づく取組を支援するものです。まずは、お住いの市町村にご相談ください。

鳥獣対策に関する情報はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>

鳥獣対策コーナー（農林水産省HP）



事業内容に関するお問い合わせは、下記までご連絡下さい。

（12:00～13:00および土日祝日、年末年始を除く）

| お問い合わせ先                   | 担当地域                                     | 電話番号                      |
|---------------------------|--|---------------------------|
| 農林水産省<br>農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 | 北海道                                      | 03-3591-4958<br>(被害対策関係)  |
|                           |  | 03-6744-2196<br>(ジビエ利用関係) |
| 東北農政局 農村振興部 農村環境課         | 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県                  | 022-221-6260              |
| 関東農政局 農村振興部 農村環境課         | 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県 | 048-740-0514              |
| 北陸農政局 農村振興部 農村環境課         | 新潟県・富山県・石川県・福井県                          | 076-232-4533              |
| 東海農政局 農村振興部 農村環境課         | 岐阜県・愛知県・三重県                              | 052-223-4631              |
| 近畿農政局 農村振興部 農村環境課         | 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県                 | 075-414-9052              |
| 中国四国農政局 農村振興部 農村環境課       | 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県      | 086-224-9417              |
| 九州農政局 農村振興部 農村環境課         | 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県             | 096-300-6436              |
| 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課       | 沖縄県                                      | 098-866-1652              |